

○久喜市地域活動支援センター事業実施要綱

平成22年3月23日

告示第96号

改正 平成25年4月5日告示第163号

平成26年3月28日告示第188号

平成26年6月24日告示第324号

平成28年3月31日告示第143号

令和4年3月31日告示第150号

(目的)

第1条 この告示は、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者（以下「障がい者等」という。）を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターを設置するとともに、その機能を強化することにより、障がい者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とする。

(実施主体等)

第2条 この事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第9号に規定する地域生活支援事業として厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（平成18年8月1日障発第0801002号）に基づき実施するものとし、その実施主体は久喜市とする。

2 市長は、前条の目的を達成するため、第4条から第7条までの要件を満たし適正な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等をそれぞれ指定事業者としてあらかじめ指定し、事業に要する経費の一部を補助し、又は事業の運営を委託して事業を実施するものとする。

(事業の内容)

第3条 地域活動支援センターは、障がい者等に対し、創作的活動又は生産活動

の機会を提供すること（以下「基礎的事業」という。）に加え、本事業の機能強化を図るため、次の類型（以下「機能強化事業」という。）を設け事業を実施するものとする。

- (1) 地域活動支援センターⅠ型 医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成並びに障がいに対する理解促進を図るための普及啓発事業
 - (2) 地域活動支援センターⅡ型 地域において雇用及び就労が困難な在宅障がい者に対する機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスの実施
 - (3) 地域活動支援センターⅢ型 通所による創作的活動又は生産活動の支援
- (指定事業者)

第4条 地域活動支援センターⅠ型を実施する指定事業者は、法第77条第1項第3号に規定する相談支援事業を委託を受け実施していなければならない。

2 地域活動支援センターⅢ型を実施する指定事業者は、通所による援護事業の実績を5年以上有し、安定的に事業を運営していなければならない。

(職員の配置基準)

第5条 指定事業者は、次に掲げる基準により職員を配置しなければならない。

- (1) 基礎的事業 施設長を含め2人以上の職員を配置し、うち1人を常勤専任者とすること。
- (2) 地域活動支援センターⅠ型 精神保健福祉士等の専門職員及び基礎的事業による職員のほか、1人以上の職員を配置し、うち2人以上を常勤とすること。
- (3) 地域活動支援センターⅡ型 基礎的事業による職員のほか、1人以上の職員を配置し、うち1人以上を常勤とすること。
- (4) 地域活動支援センターⅢ型 基礎的事業による職員のうち1人以上を常勤とすること。

(設備)

第6条 指定事業者は、地域活動支援センターに、運営に必要な面積を有する事務室、相談室、会議室、便所、消火設備及び事業を実施するために必要な設備を設けなければならない。この場合において、事業の実施に支障がない場合は、他の社会福祉施設等の設備の一部を共有することができる。

(利用者の定員基準)

第7条 機能強化事業の1日当たりの実利用者人員の定員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域活動支援センターⅠ型 概ね20人以上
- (2) 地域活動支援センターⅡ型 概ね15人以上
- (3) 地域活動支援センターⅢ型 概ね10人以上

(対象者)

第8条 この事業の対象者は、市内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者のうち市長が利用を適当と認めた者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 埼玉県療育手帳制度要綱（平成14年7月23日埼玉県告示第1365号）の規定により療育手帳の交付を受けている者
- (3) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所において知的障がいと判定された者
- (4) 医師により発達に障がいがあると診断された者
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (6) 法第54条第3項の規定により自立支援医療受給者証（精神通院医療）

の交付を受けている者

(利用手続)

第9条 この事業を利用しようとする者又はその保護者は、地域活動支援センター利用登録申請書（様式第1号）を市長に提出し、登録を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに登録の可否を決定し、地域活動支援センター利用登録（決定・却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により利用登録を決定したときは、地域活動支援センター事業依頼書（様式第3号）により指定事業者に通知するものとする。

4 利用登録の決定を受けた対象者（以下「利用者」という。）がこの事業を利用しようとするときは、利用者又はその保護者（以下「利用者等」という。）は、第2項の決定通知書を指定事業者に提示し、直接依頼するものとする。

5 利用者等は、指定事業者と地域活動支援センター利用に関する契約を締結しなければならない。

(利用者等の届出義務)

第10条 利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、地域活動支援センター利用登録（変更・取消・休止）申出書（様式第4号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 利用者の住所等を変更したとき。

(2) 利用者の心身の状況に利用内容を変更する変化が生じたとき。

(3) 利用登録の取消し及び休止をしようとするとき。

2 利用者等は、前条第2項の決定通知書を毀損し、又は紛失したときは、地域活動支援センター利用登録決定通知再交付申請書（様式第5号）を市長に提出し、決定通知書の再交付を受けるものとする。

(利用の取消し又は休止)

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条第2項の規定により決定された登録を取り消し、又は休止することができる。

- (1) この事業の対象でなくなったとき。
- (2) 感染性疾患にかかったとき。
- (3) 入院又は施設に入所したとき。
- (4) 不正又は虚偽の申請により利用登録決定を受けたとき。
- (5) その他市長が利用を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消し、又は休止したときは、地域活動支援センター利用登録（取消・休止）通知書（様式第6号）により利用者等に通知するとともに、指定事業者に対し遅滞なく連絡するものとする。

（指定事業者への補助及び利用者等負担）

第12条 地域活動支援センターⅠ型及び地域活動支援センターⅢ型の利用に関する費用は、無料とする。

2 地域活動支援センターⅡ型の利用者等が負担する額は、別表第1項に掲げる額の100分の10とする。

3 前項の規定にかかわらず、利用者負担額が別表第3項に定める利用者負担上限月額を超えるときは、その上限額の範囲内とする。ただし、市民税非課税世帯又は市民税課税世帯であって所得割16万円（障がい児にあっては28万円）未満である世帯に属する者で、次に該当するものの負担上限月額は、当該負担上限月額に4分の1を乗じて得た額とする。

- (1) 預貯金等の額が500万円（家族同居の場合にあっては1,000万円）以下であること。
- (2) 親族等が現に居住する不動産その他一定の不動産以外の固定資産を所有していないこと。

4 市長は指定事業者に対して、別表第1項に掲げる額から前2項に規定する利用者等の負担する額を控除した額を補助するものとする。

(指定事業者の遵守事項)

第13条 指定事業者は、地域活動支援センターの運営について、次の規定を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営方針
- (2) 職員の職種、数及び職務内容
- (3) 利用定員
- (4) 利用者に対して行う支援の内容
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 虐待防止のための措置に関する事項
- (8) その他施設の運営に関する重要事項

2 指定事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

3 指定事業者は、事業の実施の際に事故が発生した場合は、市長及び利用者の家族等に速やかに連絡をするとともに、必要な措置を講じなければならない。

4 指定事業者は、利用者等に対し、その提供するサービスの内容、料金、サービスの提供に従事する職員の有する資格、経理状況等を明示しなければならない。

5 指定事業者及び職員は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。

6 指定事業者は、利用者へのサービス提供、職員及び会計に関する諸記録を整備し、サービス提供年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(報告及び調査)

第14条 市長は、事業の適正かつ積極的な運営を確保するため、指定事業者に対し、事業の実施状況について報告を求めるとともに、必要に応じて調査を行うことができるものとする。

(利用者等の遵守事項)

第15条 利用者等は、第9条第2項の決定通知書を他人に譲渡し、貸与し、又は不正に使用してはならない。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の久喜市地域活動支援センター事業実施要綱（平成19年久喜市告示第96号）又は鷲宮町障がい者地域活動支援事業実施要綱（平成20年鷲宮町告示第49号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成25年4月5日告示第163号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月28日告示第188号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月24日告示第324号）

この告示は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第143号）

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の久喜市心身障がい児通園施設利用者負担額助成要綱様式第2号、久喜市子どものショートステイ事業実施要綱様式第2号（裏）、

久喜市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱様式第3号（裏）及び様式第6号（裏）、久喜市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱様式第4号（裏）及び様式第8号（裏）、久喜市高齢者日常生活用具購入費助成事業実施要綱様式第3号（裏）及び様式第6号（裏）、久喜市家族介護用品支給事業実施要綱様式第6号（裏）、久喜市補装具費の代理受領に関する要綱様式第2号（裏）、久喜市日中一時支援事業実施要綱様式第2号（裏）、様式第5号（裏）及び様式第8号（裏）、久喜市移動支援事業実施要綱様式第2号（裏）、様式第5号（裏）及び様式第8号（裏）、久喜市地域活動支援センター事業実施要綱様式第2号及び様式第6号、久喜市地域生活支援事業補助金交付要綱様式第2号（裏）、久喜市訪問入浴サービス事業実施要綱様式第2号（裏）、久喜市障がい者等日常生活用具給付等事業実施要綱様式第2号（裏）及び様式第7号（裏）、久喜市障がい者就職支度金支給要綱様式第3号、久喜市紙おむつ給付事業実施要綱様式第5号（裏）、久喜市介護サービス利用者負担助成要綱様式第3号及び様式第4号、久喜市訪問介護利用者負担額軽減要綱様式第2号、久喜市地域密着型サービス事業者等指導及び監査実施要綱様式第7号、様式第9号及び様式第10号、久喜市住民基本台帳実態調査に係る事務取扱要綱様式第6号、久喜市被災者住宅再建支援金交付要綱様式第4号、様式第8号及び様式第9号、久喜市養育支援訪問事業実施要綱様式第4号及び様式第9号、久喜市多子軽減措置に伴う償還払による障害児通所給付費支給要綱様式第3号並びに久喜市児童手当事務「住民用」取扱要綱様式第4号（裏）、様式第6号（裏）、様式第7号（裏）、様式第8号（裏）、様式第9号（裏）、様式第10号（裏）、様式第13号（裏）、様式第14号（裏）、様式第15号（裏）、様式第16号（裏）及び様式第21号は、この告示の施行の日以後にされる処分について適用し、同日前にされた処分については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月31日告示第150号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第12条関係）

地域活動支援センターⅡ型に要する経費及び障がい程度判定基準

1 事業の実施に要する経費（1日当たり）

提供時間	区分1	区分2	区分3	加算
4時間未満	2,770円	2,520円	2,260円	低所得者の食事提供体制加算： 420円 入浴加算：400円 送迎加算：540円（片道）
4時間以上6時間未満	4,620円	4,190円	3,780円	
6時間以上	6,000円	5,460円	4,910円	

2 障がい程度判定基準

(1) 障がいの程度による単価の区分の内容

区分	障がいの程度
区分1	食事、排せつ、入浴及び移動のうち3つ以上の日常生活動作について全介助を必要とする程度又はこれに準ずる程度
区分2	食事、排せつ、入浴及び移動のうち3つ以上の日常生活動作について一部介助を必要とする程度又はこれに準ずる程度
区分3	区分1及び区分2に該当しない程度

(2) 日常生活動作支援度合の判断基準

項目	支援の度合	判断の基準
食事	全介助	全面的に介助を要することをいう。
	一部介助	おかずを刻んでもらうなど一部介助を要することをいう。
排せつ	全介助	全面的に介助を要することをいう。
	一部介助	便器に座らせてもらうなど一部介助を要することをいう。

		いう。
入浴	全介助	全面的に介助を要することをいう。
	一部介助	体を洗ってもらうなど一部介助を要することをいう。
移動	全介助	全面的に介助を要することをいう。
	一部介助	手を貸してもらうなど一部介助を要することをいう。

(3) 留意事項

視覚障がい者1級、聴覚障がい者2級、音声機能・言語機能障がい3級の者は、原則として、区分2の程度に該当するものとして取り扱うとともに、これらの者であって、他の身体機能の障がいを併せもつことにより、食事、排泄、入浴及び移動のうち3つ以上の日常生活動作について一部介助を必要とするものは、区分1の程度に該当するものとして取扱うものとする。

食事、排泄、入浴及び移動の各日常生活動作のそれぞれについて、やや時間がかかっても介助なしに一人で行える場合は、一部介助に該当しないものとする。

3 利用者負担上限月額

区分	利用者負担上限月額
生活保護世帯	0円
低所得1	15,000円
低所得2	24,600円
一般世帯	37,200円

備考

- 1 生活保護世帯とは、生活保護費受給世帯をいう。
- 2 低所得1とは、市町村民税非課税世帯であって障害者又は保護者の収入が80万円以下である者をいう。

- 3 低所得2とは、市町村民税非課税世帯であるもののうち、低所得1に該当しない者をいう。
- 4 一般世帯とは、市町村民税課税世帯をいう。
- 5 市町村民税課税世帯のうち最多納税者の市町村民税（所得割）が46万円以上の世帯は支給対象外とする。

様式第1号(第9条関係)

(表)

地域活動支援センター利用登録申請書

年 月 日

久喜市長 あて

住 所

申請者

氏 名

(対象者との関係)

下記のとおり、地域活動支援センターの利用を申請します。

記

対 象 者	フリガナ		生年月日	年 月 日	
	氏 名				
	住 所	電話番号 ()			
	個 人 番 号				
	本年1月1日の住所				住所地と異なる自治体で住民税が課税されている場合は、その市区町村を記入してください。
	昨年1月1日の住所				

身体障害者 手帳番号		療育手帳 番 号		精神保健福祉 手帳番号	
更生相談所、児童相談所 の判定・診断の有無		有・無 (判定機関名 (判定年月日) 年 月 日)	

他 の サ ー ビ ス 利 用 の 状 況	障 害 福 祉 サ ー ビ ス	障害支援区分	有・無	区分 1 2 3 4 5 6	有 効 期 間	
		利用中のサービスの種類、内容等				
介 護 保 険	要介護認定	有・無	要介護度	要支援 1 2 要介護 1 2 3 4 5		
		利用中のサービスの種類、内容等				
類 型	1	地域活動支援センターⅠ型				
	2	地域活動支援センターⅡ型 (※裏面も記入してください。)				
	3	地域活動支援センターⅢ型				

(裏)

同意書

申請に係る対象者の障害者関係情報及び対象者と同一の世帯に属する者の個人住民税賦課徴収情報の照会について、久喜市に権限を付与することに同意します。

年 月 日

(対象者)

住所

氏名

(保護者又は後見人)

住所

氏名

対象者との続柄

様式第2号(第9条関係)

地域活動支援センター利用登録(決定・却下)通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長



地域活動支援センターの利用登録については、下記のとおり(決定・却下)となりましたので通知します。

記

利用者住所		
利用者氏名		
利用施設名	1 地域活動支援センターⅠ型	利用者負担がある場合の月額負担上限額 月額 円
	2 地域活動支援センターⅡ型	
	3 地域活動支援センターⅢ型	
利用開始年月日	年 月 日	
不承認の場合の理由		

教示

1 審査請求

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、久喜市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、久喜市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において久喜市を代表する者は、久喜市長です。

ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第3号(第9条関係)

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長



地域活動支援センター事業依頼書

久喜市地域活動支援センター事業実施要綱第9条の規定により、地域活動支援センターの利用の承認を決定しましたので、下記のとおり依頼します。

記

利用者住所		生年月日	年 月 日(歳)
利用者氏名		障がいの状況	
1 利用を希望する理由			
2 利用を承認する地域活動支援センターの名称			
3 利用開始予定日 年 月 日			

様式第4号(第10条関係)

地域活動支援センター利用登録(変更・取消・休止)申出書

年 月 日

久喜市長 あて

申請者
住所
氏名
(利用者との関係)

久喜市地域活動支援センター事業実施要綱第10条の規定により、地域活動支援センターの利用を変更・取消し・休止したいので申し出ます。

利 用 者 住 所	
利 用 者 氏 名	
地域活動支援センターの名称	
変更、取消し又は休止の理由	
変 更 年 月 日	年 月 日
取 消 年 月 日	年 月 日
休 止 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日

様式第5号(第10条関係)

地域活動支援センター利用登録決定通知再交付申請書

年 月 日

久喜市長 あて

申請者
住所
氏名
(利用者との関係)

久喜市地域活動支援センター事業実施要綱第10条の規定により、地域活動支援センター利用登録決定通知書の再交付を受けたいので次のとおり申請します。

利 用 者 住 所	
利 用 者 氏 名	
地域活動支援センターの名称	
再 交 付 の 理 由	

様式第6号(第11条関係)

地域活動支援センター利用登録(取消・休止)通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長 印

久喜市地域活動支援センター事業実施要綱第11条の規定により、地域活動支援センターの利用登録を取消し・休止したので通知します。

利 用 者 住 所	
利 用 者 氏 名	
地域活動支援センターの名称	
取 消 し 又 は 休 止 の 理 由	
取 消 年 月 日	年 月 日
休 止 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日

教示

1 審査請求

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、久喜市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日(1)の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日(1)の翌日から起算して6箇月以内に、久喜市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において久喜市を代表する者は、久喜市長です。

ただし、この処分があったことを知った日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日(1)の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日(1)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第1号 (第9条関係)

様式第2号 (第9条関係)

様式第3号 (第9条関係)

様式第4号 (第10条関係)

様式第5号 (第10条関係)

様式第6号 (第11条関係)